

令和3年第5回
鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和3年10月31日（日）午前9時

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査関係)

議案第40号 随時抹消者の決定について

議案第41号 専決処分事項の報告及び承認について

議案第42号 専決処分事項の報告及び承認について

3 そ の 他

4 閉 会

議案第40号

随時抹消者の決定について

令和3年10月31日現在で、公職選挙法第28条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和3年10月31日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

(死亡・国籍喪失)

- 1 公職選挙法第28条第1号の規定に基づき抹消すべき者
男 59人 女 50人 計 109人

(転出後4か月経過)

- 2 公職選挙法第28条第2号の規定に基づき4ヶ月経過後に抹消すべき者
男 36人 女 35人 計 71人

(在外選挙人名簿への登録移転)

- 3 公職選挙法第28条第3号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

(誤載者)

- 4 公職選挙法第28条第4号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

提案理由

公職選挙法第28条の規定により抹消すべき者を決定するためである。

当日有権者数調べ

投票区	令和3年10月18日現在 名簿登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条3号 職権消除			令和3年10月31日現在 名簿登録者数			法第11条 (失権者)			期日前投票を行った者の内選挙期日までに選挙権を有しなくなった者			令和3年10月31日現在 当日有権者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	836	991	1,827	1	2	3	0	0	0			0	835	989	1,824	1	0	1			0	834	989	1,823
2	1,498	1,758	3,256	4	4	8	0	0	0			0	1,494	1,754	3,248	0	1	1			0	1,494	1,753	3,247
3	911	1,141	2,052	0	1	1	0	1	1			0	911	1,139	2,050	0	0	0			0	911	1,139	2,050
4	1,521	1,879	3,400	0	0	0	0	0	0			0	1,521	1,879	3,400	0	0	0			0	1,521	1,879	3,400
5	3,633	3,947	7,580	2	2	4	1	1	2			0	3,630	3,944	7,574	2	1	3			0	3,628	3,943	7,571
6	3,034	3,419	6,453	3	3	6	2	3	5			0	3,029	3,413	6,442	2	0	2			0	3,027	3,413	6,440
7	1,333	1,442	2,775	1	1	2	0	0	0			0	1,332	1,441	2,773	7	0	7			0	1,325	1,441	2,766
8	1,245	1,409	2,654	2	0	2	1	1	2			0	1,242	1,408	2,650	1	0	1			0	1,241	1,408	2,649
9	1,512	1,749	3,261	1	0	1	1	1	2			0	1,510	1,748	3,258	2	0	2			0	1,508	1,748	3,256
10	1,057	1,273	2,330	0	0	0	0	0	0			0	1,057	1,273	2,330	0	0	0			0	1,057	1,273	2,330
11	954	1,032	1,986	1	0	1	0	0	0			0	953	1,032	1,985	2	0	2			0	951	1,032	1,983
12	2,581	2,983	5,564	3	0	3	0	1	1			0	2,578	2,982	5,560	1	1	2			0	2,577	2,981	5,558
13	1,023	1,075	2,098	0	1	1	0	0	0			0	1,023	1,074	2,097	0	0	0			0	1,023	1,074	2,097
14	636	628	1,264	0	0	0	1	0	1			0	635	628	1,263	1	0	1			0	634	628	1,262
15	1,904	2,100	4,004	3	2	5	1	3	4			0	1,900	2,095	3,995	0	0	0			0	1,900	2,095	3,995
16	3,244	3,712	6,956	2	1	3	1	2	3			0	3,241	3,709	6,950	1	0	1			0	3,240	3,709	6,949
17	2,790	2,901	5,691	1	2	3	0	0	0			0	2,789	2,899	5,688	0	0	0			0	2,789	2,899	5,688
18	1,488	1,600	3,088	2	2	4	1	0	1			0	1,485	1,598	3,083	0	0	0			0	1,485	1,598	3,083
19	360	411	771	0	0	0	0	0	0			0	360	411	771	0	0	0			0	360	411	771
20	845	867	1,712	1	0	1	2	0	2			0	842	867	1,709	0	0	0			0	842	867	1,709
21	1,026	1,144	2,170	0	1	1	1	0	1			0	1,025	1,143	2,168	0	1	1			0	1,025	1,142	2,167
22	1,145	1,301	2,446	0	0	0	0	0	0			0	1,145	1,301	2,446	0	0	0			0	1,145	1,301	2,446
23	1,304	1,320	2,624	1	2	3	1	0	1			0	1,302	1,318	2,620	1	0	1			0	1,301	1,318	2,619
24	1,098	1,140	2,238	0	0	0	0	0	0			0	1,098	1,140	2,238	6	0	6			0	1,092	1,140	2,232
25	218	220	438	0	0	0	0	0	0			0	218	220	438	0	0	0			0	218	220	438
26	86	101	187	0	1	1	0	0	0			0	86	100	186	0	0	0			0	86	100	186
27	222	234	456	0	1	1	0	0	0			0	222	233	455	0	0	0			0	222	233	455
28	66	60	126	0	0	0	0	0	0			0	66	60	126	0	0	0			0	66	60	126
29	1,833	1,955	3,788	1	2	3	4	1	5			0	1,828	1,952	3,780	3	0	3			0	1,825	1,952	3,777
30	1,275	1,341	2,616	1	0	1	0	1	1			0	1,274	1,340	2,614	1	0	1			0	1,273	1,340	2,613
31	395	470	865	0	2	2	0	0	0			0	395	468	863	0	0	0			0	395	468	863
32	357	371	728	0	0	0	0	0	0			0	357	371	728	0	0	0			0	357	371	728
33	114	123	237	0	0	0	0	0	0			0	114	123	237	0	0	0			0	114	123	237
34	2,826	2,906	5,732	1	2	3	2	3	5			0	2,823	2,901	5,724	0	0	0			0	2,823	2,901	5,724
35	2,576	2,413	4,989	1	2	3	2	2	4			0	2,573	2,409	4,982	3	0	3			0	2,570	2,409	4,979
36	2,235	2,441	4,676	1	2	3	3	1	4			0	2,231	2,438	4,669	2	0	2			0	2,229	2,438	4,667
37	777	834	1,611	1	1	2	0	0	0			0	776	833	1,609	0	0	0			0	776	833	1,609
38	39	44	83	0	0	0	0	0	0			0	39	44	83	0	0	0			0	39	44	83
39	2,938	3,287	6,225	3	0	3	1	2	3			0	2,934	3,285	6,219	1	0	1			0	2,933	3,285	6,218
40	1,453	1,626	3,079	2	0	2	1	0	1			0	1,450	1,626	3,076	0	0	0			0	1,450	1,626	3,076
41	1,847	1,977	3,824	1	1	2	2	2	4			0	1,844	1,974	3,818	0	0	0			0	1,844	1,974	3,818
42	1,177	1,287	2,464	1	0	1	2	0	2			0	1,174	1,287	2,461	1	0	1			0	1,173	1,287	2,460

当日有権者数調べ

投票区	令和3年10月18日現在 名簿登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条3号 職権消除			令和3年10月31日現在 名簿登録者数			法第11条 (失権者)			期日前投票を行った者の内選挙期日までに選挙権を有しなくなった者	令和3年10月31日現在 当日有権者数				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計		
50	995	1,113	2,108	0	0	0	0	0	0			0	995	1,113	2,108	1	0	1			0	994	1,113	2,107
51	794	924	1,718	1	0	1	4	5	9			0	789	919	1,708	0	0	0			0	789	919	1,708
52	505	580	1,085	0	1	1	1	1	2			0	504	578	1,082	0	0	0			0	504	578	1,082
53	637	730	1,367	2	1	3	0	0	0			0	635	729	1,364	0	0	0			0	635	729	1,364
54	142	167	309	0	0	0	0	0	0			0	142	167	309	0	0	0			0	142	167	309
55	30	37	67	0	0	0	0	0	0			0	30	37	67	0	0	0			0	30	37	67
56	82	79	161	1	0	1	0	0	0			0	81	79	160	0	0	0			0	81	79	160
57	37	47	84	0	0	0	0	1	1			0	37	46	83	0	0	0			0	37	46	83
58	768	789	1,557	0	0	0	0	0	0			0	768	789	1,557	0	0	0			0	768	789	1,557
59	257	290	547	0	0	0	0	0	0			0	257	290	547	1	0	1			0	256	290	546
60	155	171	326	0	0	0	0	0	0			0	155	171	326	0	0	0			0	155	171	326
61	975	1,046	2,021	2	0	2	0	0	0			0	973	1,046	2,019	0	0	0			0	973	1,046	2,019
62	317	372	689	0	0	0	0	0	0			0	317	372	689	0	0	0			0	317	372	689
63	509	527	1,036	0	1	1	0	0	0			0	509	526	1,035	0	0	0			0	509	526	1,035
64	181	217	398	0	0	0	0	0	0			0	181	217	398	0	0	0			0	181	217	398
65	252	254	506	0	0	0	0	0	0			0	252	254	506	0	0	0			0	252	254	506
66	202	224	426	0	0	0	0	0	0			0	202	224	426	0	0	0			0	202	224	426
67	100	116	216	0	0	0	0	0	0			0	100	116	216	0	0	0			0	100	116	216
68	169	185	354	0	0	0	0	0	0			0	169	185	354	1	0	1			0	168	185	353
69	473	569	1,042	0	0	0	0	0	0			0	473	569	1,042	0	0	0			0	473	569	1,042
70	439	485	924	0	0	0	0	0	0			0	439	485	924	0	0	0			0	439	485	924
71	374	405	779	0	2	2	0	0	0			0	374	403	777	0	0	0			0	374	403	777
72	35	50	85	0	0	0	0	0	0			0	35	50	85	0	0	0			0	35	50	85
73	22	21	43	0	0	0	0	0	0			0	22	21	43	0	0	0			0	22	21	43
74	216	253	469	0	0	0	0	0	0			0	216	253	469	0	0	0			0	216	253	469
75	181	190	371	0	0	0	0	0	0			0	181	190	371	0	0	0			0	181	190	371
76	196	240	436	0	0	0	0	0	0			0	196	240	436	0	0	0			0	196	240	436
77	58	58	116	0	1	1	0	0	0			0	58	57	115	0	0	0			0	58	57	115
78	45	49	94	0	0	0	0	0	0			0	45	49	94	0	0	0			0	45	49	94
79	43	47	90	0	0	0	0	0	0			0	43	47	90	0	0	0			0	43	47	90
80	587	649	1,236	2	0	2	0	0	0			0	585	649	1,234	0	0	0			0	585	649	1,234
81	214	221	435	0	0	0	0	0	0			0	214	221	435	0	0	0			0	214	221	435
82	228	231	459	1	0	1	0	0	0			0	227	231	458	0	0	0			0	227	231	458
83	251	268	519	0	1	1	0	0	0			0	251	267	518	0	0	0			0	251	267	518
84	395	411	806	0	0	0	0	0	0			0	395	411	806	0	0	0			0	395	411	806
85	1,224	1,342	2,566	2	1	3	1	1	2			0	1,221	1,340	2,561	0	0	0			0	1,221	1,340	2,561
86	339	405	744	0	1	1	0	1	1			0	339	403	742	0	0	0			0	339	403	742
87	167	199	366	0	0	0	0	0	0			0	167	199	366	1	0	1			0	166	199	365
88	626	679	1,305	0	1	1	0	0	0			0	626	678	1,304	0	0	0			0	626	678	1,304
89	689	685	1,374	2	0	2	0	0	0			0	687	685	1,372	0	1	1			0	687	684	1,371
90	97	124	221	0	1	1	0	0	0			0	97	123	220	0	0	0			0	97	123	220
91	80	85	165	0	0	0	0	0	0			0	80	85	165	0	0	0			0	80	85	165

当日有権者数調べ

投票区	令和3年10月18日現在 名簿登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条3号 職権消除			令和3年10月31日現在 名簿登録者数			法第11条 (失権者)			期日前投票を行った者の内選挙期日までに選挙権を有しなくなった者			令和3年10月31日現在 当日有権者数			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
92	577	661	1,238	0	0	0	0	1	1			0	577	660	1,237	0	0	0			0	577	660	1,237	
93	372	430	802	1	0	1	0	0	0			0	371	430	801	0	0	0			0	371	430	801	
94	418	441	859	1	0	1	0	0	0			0	417	441	858	0	0	0			0	417	441	858	
95	38	42	80	0	0	0	0	0	0			0	38	42	80	0	0	0			0	38	42	80	
96	337	346	683	1	1	2	0	0	0			0	336	345	681	0	0	0			0	336	345	681	
97	211	201	412	1	0	1	0	0	0			0	210	201	411	0	0	0			0	210	201	411	
98	365	436	801	0	0	0	0	0	0			0	365	436	801	0	0	0			0	365	436	801	
99	32	36	68	1	0	1	0	0	0			0	31	36	67	0	0	0			0	31	36	67	
1～42	57,412	62,912	120,324	41	38	79	30	25	55	0	0	0	57,341	62,849	120,190	38	4	42	0	0	0	57,303	62,845	120,148	
50～57	3,222	3,677	6,899	4	2	6	5	7	12	0	0	0	3,213	3,668	6,881	1	0	1	0	0	0	3,212	3,668	6,880	
58～60	1,180	1,250	2,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,180	1,250	2,430	1	0	1	0	0	0	1,179	1,250	2,429	
61～68	2,705	2,941	5,646	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2,703	2,940	5,643	1	0	1	0	0	0	2,702	2,940	5,642	
69～73	1,343	1,530	2,873	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1,343	1,528	2,871	0	0	0	0	0	0	1,343	1,528	2,871	
74～79	739	837	1,576	0	1	1	0	0	0	0	0	0	739	836	1,575	0	0	0	0	0	0	739	836	1,575	
80～87	3,405	3,726	7,131	5	3	8	1	2	3	0	0	0	3,399	3,721	7,120	1	0	1	0	0	0	3,398	3,721	7,119	
88～91	1,492	1,573	3,065	2	2	4	0	0	0	0	0	0	1,490	1,571	3,061	0	1	1	0	0	0	1,490	1,570	3,060	
92～99	2,350	2,593	4,943	5	1	6	0	1	1	0	0	0	2,345	2,591	4,936	0	0	0	0	0	0	2,345	2,591	4,936	
合計	73,848	81,039	154,887	59	50	109	36	35	71	0	0	0	73,753	80,954	154,707	42	5	47	0	0	0	73,711	80,949	154,660	
																						在外	28	58	86
																						国内+在外	73,739	81,007	154,746

議案第41号

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同令同条第2項及び同規則同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年10月31日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

提案理由

公職選挙法第38条第1項の規定により、各投票区の投票立会人を選任する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がなかったので専決処分をしたものである。

専 決 処 分 書

投票立会人の選任について

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院議員比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票立会人を次のとおり選任する。

令和3年10月25日専決

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

投票立会人 別紙のとおり

当日投票所投票立会人

投票区	投票所名	投票立会人		投票立会人	
		氏名	住所	氏名	住所
1	鳥取市立遷番小学校	金岡 耕司		花房 豊	
2	久松会館	木村 園子		奥田 博昭	
3	鳥取市立醇風小学校体育館	田村 峰章		佐々木 有美	
4	鳥取市立西中学校体育館	松岡 祐史		阪口 鈴奈	
5	鳥取市立城北小学校体育館	藤井 郁子		倉本 律子	
6	鳥取市立浜坂地区公民館	佐々木 春人		小谷 誠一	
7	鳥取市立富桑小学校体育館	大河原 敏雄		辻本 明	
8	鳥取市立明德小学校体育館	西山 佳夫		河田 映子	
9	鳥取市立日進小学校体育館	矢部 征		綾木 久美子	
10	鳥取市山の手体育館	永島 由喜子		杉内 智子	
11	鳥取市立修立小学校体育館	岸本 香織		澤 享	
12	鳥取市立東中学校体育館	猪口 鎮雄		川口 勝	
13	鳥取市立稲葉山小学校体育館	川西 清美		藤田 祐治	
14	東デイサービスセンター	井戸垣 薫		桑村 和滋	
15	鳥取市立南中学校体育館	西村 恵利子		隅 恵理香	
16	鳥取市立美保小学校体育館	大坪 剛		山脇 猛男	
17	鳥取市立面影小学校体育館	富山 敬太郎		山田 一枝	
18	鳥取市立津ノ井小学校体育館	安養寺 道正		福田 麻衣	
19	鳥取市米里体育館	植垣 安彦		岡 博俊	
20	鳥取市倉田体育館	廣岡 薫		井上 清	
21	鳥取県漁業協同組合	濱中 千景		網田 有里	
22	賀露町七区公民館	坂口 利彦		嶋田 美雪	
23	鳥取市立大正小学校体育館	西垣 一美		依藤 幸基	
24	鳥取市立美穂公民館	山本 婿太郎		宮脇 健太郎	
25	鳥取市立神戸地区公民館	田中 淳子		小林 清秀	
26	岩坪生活改善センター	藪内 里美		坂口 直哉	
27	鳥取市立東郷地区公民館	河田 恒儀		中島 大地	
28	高路公民館	湯ノ口 清志		谷口 知靖	
29	鳥取市立世紀小学校体育館	安藤 ゆめみ		伊賀 朱里	
30	鳥取市立松保地区公民館	鈴木 秀章		北脇 龍夫	
31	鳥取市立豊実地区公民館	加藤 修		谷口 真澄	
32	上原多目的集会施設	中垣 覚		澤根 宗一郎	
33	河内生活改善センター	竹内 利枝子		川上 誠	
34	鳥取市立湖山小学校体育館	田中 忠明		門脇 和子	
35	鳥取市国際交流プラザ	山本 慶治郎		森本 捷昭	
36	鳥取市立未恒小学校体育館	山本 孝久		山本 英世	
37	鳥取市立湖南学園体育館	西村 一昭		山崎 雄三	
38	矢矯公民館	森下 和彦		田淵 幸男	
39	鳥取市立美保南小学校体育館	田中 完治		石河 和英	
40	鳥取市立中ノ郷小学校体育館	宮脇 俊彦		石本 隆徳	
41	鳥取市若葉台体育館	藤原 幸子		神谷 遥香	
42	鳥取市立桜ヶ丘中学校体育館	岸本 孝俊		佐々木 ちゑ子	
50	鳥取市立あおば地区公民館	山口 辰則		福谷 紀男	
51	鳥取市立宮下地区公民館	桐谷 則重		森口 知枝	
52	鳥取市国府町コミュニティセンター	カレメラワ 奈月		坂田 弘子	
53	鳥取市立国府東小学校体育館	川上 勝温		中野 江利奈	
54	鳥取市立成器地区公民館	須崎 康宏		井上 智恵	
55	山のめぐみ館	坂本 徳彦		湯谷 輝義	
56	鳥取市立大茅地区公民館	森原 克弘		木村 勲	
57	扇の里交流館	霜村 友一		大塚 武彦	
58	鳥取市福部町コミュニティセンター	田村 宏明		徳中 由美子	
59	山湯山農業センター	皆川 真由美		谷口 孝義	
60	福部町久志羅集会所	田中 富美男		平井 芳紀	
61	鳥取市河原町総合支所	上田 誠		安藤 毅文	
62	鳥取市立国英地区公民館	野々崎 考記		小谷 昌弘	
63	鳥取市立散岐小学校体育館	平尾 典昭		田村 昭人	
64	水根公会堂	前田 悟		倉持 崇広	
65	鳥取市河原町総合体育館	東田 敏美		田淵 緑	
66	鳥取市立西郷小学校体育館	鳥越 哲彦		大隅 大輔	
67	小河内公民館	漆原 雅彦		澤田 幸一	
68	北村公民館	有田 登		窪田 靖史	
69	用瀬町民会館	井上 高志		上紙 正規	
70	大村電化農協会館	森田 和男		俵 典子	
71	鳥取市立社地区公民館	山本 洋子		池本 紗希	
72	用瀬町屋住多目的集会所	長谷川 千帆		長谷川 照子	
73	用瀬町江波多目的集会所	大家 友子		大家 美智子	

74	鳥取市佐治町地域活性化センター	岡本 佐枝子	山下 奈緒美
75	プラザ佐治記念ホール	中谷 富貴恵	山田 健一
76	佐治町西佐治会館	下石 順一	織部 佳子
77	佐治町山王ふれあい会館	光浪 明美	光浪 信雄
78	佐治町津無生活改善センター	井本 千里	西尾 正道
79	佐治町津野ふれあいの館	谷口 町子	茂上 正道
80	鳥取市立宝木地区公民館	村上 勲	柴田 詩緒
81	鳥取市気高人権福祉センター	山本 登志子	山本 京子
82	鳥取市立瑞穂地区公民館	谷口 徹	塩田 則夫
83	鳥取市営住宅矢口団地集会所	谷口 佐世子	居川 達也
84	鳥取市立逢坂地区公民館	小谷 勇太	中嶋 雅彰
85	鳥取市気高町総合支所	石井 明日菜	木下 敬一
86	鳥取市立浜村小学校体育館	乾 伊佐夫	山尾 みどり
87	船磯公民館	畑中 康子	寺脇 佐智子
88	鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	福政 斉	渡邊 節夫
89	鳥取市立勝谷地区公民館	渡邊 恵子	大角 拓
90	鳥取市立小鷲河地区公民館	土橋 善典	井伊 美高
91	鹿野町河内生活改善センター	武部 仁	國森 教範
92	鳥取市立青谷地区公民館	秋田 和弘	安達 由紀
93	鳥取市立青谷小学校体育館	山本 恭信	亀谷 寿満男
94	鳥取市立中郷地区公民館	伊藤 茂樹	嶋本 達夫
95	絹見公民館	小木 幹也	中嶋 直己
96	鳥取市立日置谷地区公民館	津本 和美	滝 杏莉
97	鳥取市立勝部地区公民館	土橋 祥子	遠藤 知典
98	鳥取市立日置地区公民館	酒井 かおり	秋山 節也
99	八葉寺公民館	尾崎 信義	釜山 正人

議案第42号

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同令同条第2項及び同規則同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年10月31日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

提案理由

投票管理者の職務を代理すべき者及び期日前投票所の投票管理者並びにその職務を代理すべき者並びに投票立会人の一部を変更する必要があったが、急施を要し、委員会を招集する暇がなかったので専決処分をしたものである。

専 決 処 分 書 (4 2 - 1)

投票管理者の職務を代理すべき者の変更について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 3 7 条第 1 項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和 3 7 年鳥取市選挙管理委員会規則第 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 0 月 2 5 日専決

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

令和 3 年 1 0 月 3 1 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者の一部を次のとおり変更する。

	区	投票所	氏 名	住 所
変更前	1	鳥取市立遷喬小学校	河上 昌輝	
変更後			永井 真道	

専 決 処 分 書 (4 2 - 2)

期日前投票所の投票管理者の変更について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月29日専決

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を次のとおり変更する。

佐治町期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	10月30日（土）		小谷 隆彦
変更後			竹本 康宏

専 決 処 分 書 (4 2 - 3)

期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の変更について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月21日専決

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の一部を次のとおり変更する。

福部町期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	10月22日（金）		蔵密 総一郎
変更後			谷岡 節勇
変更前	10月26日（火）		田中 俊行
変更後			蔵密 総一郎
変更前	10月28日（木）		田中 俊行
変更後			河本 秀樹

専 決 処 分 書 (4 2 - 4)

期日前投票所の投票立会人の変更について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月20日専決

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の一部を次のとおり変更する。

国府町期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	10月21日（木）		カレメラワ 奈月
変更後			鈴木 さおり
変更前	10月22日（金）		カレメラワ 奈月
変更後			坂田 弘子

佐治町期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	10月21日(木)		上田 美代子
変更後			中谷 箕司
変更前	10月22日(金)		中谷 箕司
変更後			上田 美代子
変更前	10月26日(火)		井本 千里
変更後			南條 芳浩
変更前	10月29日(金)		井本 千里
変更後			中谷 信子